

令和7年度第1回行田市子ども未来審議会 次第

日時 令和7年8月20日（水）

午後2時00分～

場所 市役所305A会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）幼保連携型認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料1】

（2）市内の病児保育施設について（報告）・・・・・・・・・・【資料2】

（3）小規模保育施設の開設について（報告）・・・・・・・・・・【資料3】

（4）その他

① 行田市の子育て支援の取組について・・・・・・・・・・【資料4】

② 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・【資料5】

4 閉 会

令和7年度行田市子ども未来審議会委員名簿

令和7年8月20日現在

NO	条例上の区分	区分	氏名	推薦団体	備考
1	1号委員 (関係者)	保護者(保育所)	アンバイ タクヤ 安倍 拓哉	行田市保育協議会保護者部会	新
2	1号委員 (関係者)	保護者(幼稚園)	オンダ アオイ 押田 葵	行田私立幼稚園PTA	
3	1号委員 (関係者)	保護者(健全育成)	オオヤ ユウイチ 大谷 祐一	行田市PTA連合会	新
4	1号委員 (関係者)	事業主代表	アライ ケイスケ 新井 啓介	行田商工会議所	
5	1号委員 (関係者)	労働者代表	クワバラ ヒロヤス 桑原 宏安	連合埼玉北埼玉地域協議会行田部会	
6	1号委員 (関係者)	保育当事者 (保育所)	マツダ ジュンコ 松田 純子	行田市保育協議会園長部会	会 長
7	1号委員 (関係者)	保育当事者 (幼稚園)	オオタケ ヨウヘイ 大竹 洋平	行田市私立幼稚園連盟	
8	1号委員 (関係者)	保育当事者 (健全育成)	フジクラ タカシ 藤倉 敬士	行田市社会福祉協議会	新
9	1号委員 (関係者)	社会的養護	マツムラ ケンイチ 松村 健一	社会福祉法人昇栄会 児童養護施設ケヤキホーム	
10	1号委員 (関係者)	子ども・子育て支援 従事者(拠点)	タグチ エリコ 田口 恵利子	NPO法人子育てネット行田	
11	1号委員 (関係者)	小学校長	マスダ カツヒロ 増田 勝弘	行田市校長会	新
12	2号委員 (知識経験を有する者)	主任児童委員	オオキ ヨウコ 大木 葉子	行田市民生委員・児童委員連合会	
13	2号委員 (知識経験を有する者)	障害者団体	イリグチ サエコ 入口 早栄子	行田市肢体不自由児(者)父母の会	副会長
14	3号委員 (公募)	公募	ゴミ アヤコ 五味 綾子	公募委員	

※任期 令和6年1月24日 から 令和8年1月23日 まで

「行田市子ども未来審議会」とは

概要

設置根拠：行田市子ども未来審議会条例

法的位置け：児童福祉法第8条第3項及び子ども・子育て支援法第72条第1項

委員定数：15人以内

(1) 子ども・子育て支援及び児童福祉に係る機関又は団体の関係者

(2) 子ども・子育てに関し知識経験を有する者

(3) 公募による者

委員任期：2年（再任可）

委員報酬：会長6,000円 委員5,000円（1回の会議につき）

（その他、費用弁償として1,400円）

※行田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

その他：地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関に位置付け

所掌事務

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に対して意見を述べる。

(2) 地域型保育事業の利用定員の設定に対して意見を述べる。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に対して意見を述べる。

(4) 子ども・子育て支援及び児童福祉施策について、調査・審議をする。

(5) その他、必要の事案について、調査・審議する。

行田市子ども未来審議会条例

平成30年3月26日条例第4号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉及び子ども・子育て関係者
- (2) 児童福祉及び子ども・子育てに関し知識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部子ども未来課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(行田市児童福祉審議会条例及び行田市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 行田市児童福祉審議会条例（平成12年条例第11号）

(2) 行田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第41号）

(行田市児童センター条例の一部改正)

3 行田市児童センター条例（昭和54年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）

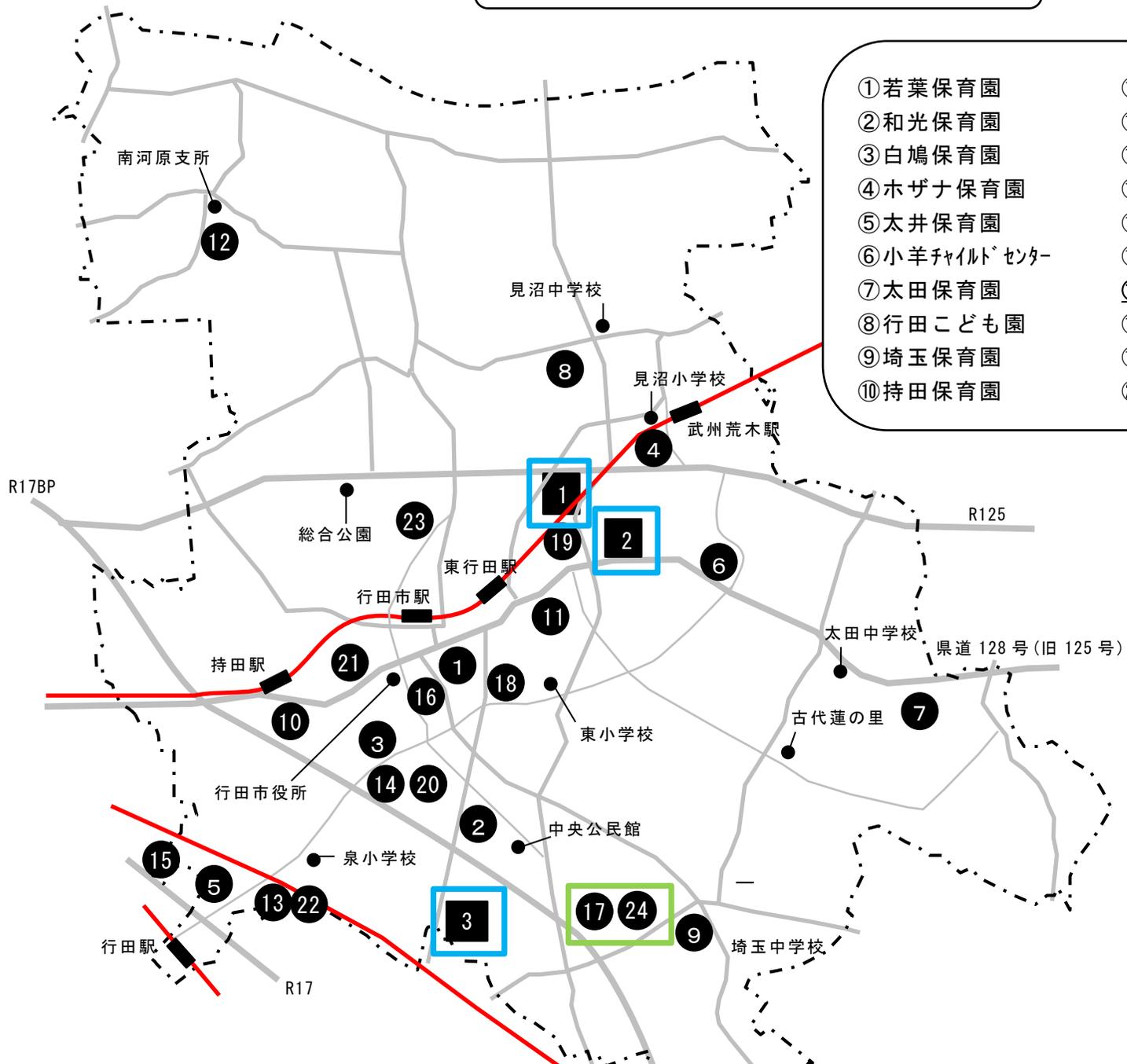
の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和5年3月16日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

保育施設・教育施設 位置図



- ①若葉保育園
- ②和光保育園
- ③白鳩保育園
- ④ホザナ保育園
- ⑤太井保育園
- ⑥小羊チャイルドセンター
- ⑦太田保育園
- ⑧行田こども園
- ⑨埼玉保育園
- ⑩持田保育園

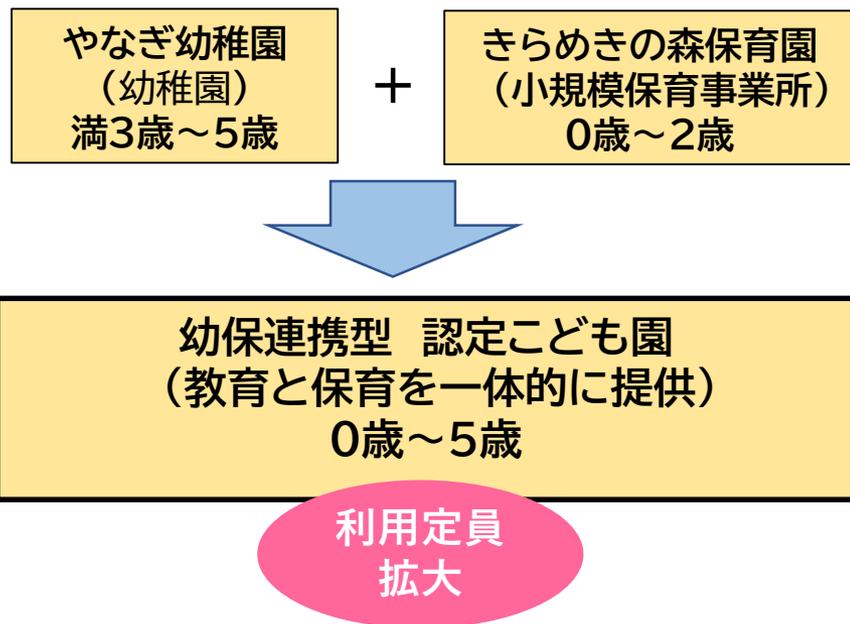
- ⑪長野保育園
- ⑫南河原保育園
- ⑬たけのこ保育室
- ⑭長澤家庭保育室
- ⑮あゆみ保育園
- ⑯こどものみらい保育園
- ⑰きらめきの森保育園
- ⑱老本幼稚園
- ⑲行田幼稚園
- ⑳富士見ヶ丘幼稚園

- ㉑ホザナ幼稚園
- ㉒まつたけ幼稚園
- ㉓やごうこども園
- ㉔やなぎ幼稚園

- ### 病児保育施設
- ①南川げんきクリニック (廃止予定)
 - ②行田中央総合病院 (開設予定)
 - ③石井クリニック (開設予定)

1. 概要

学校法人むさしの学園が運営している幼稚園と保育園を統合し、教育及び保育を提供できる施設として利用定員の拡大を図る。



2. 本市の方向性等

行田市こども計画の教育・保育の量の見込み(別添1)では、令和8年度以降、保育希望の不足が見込まれているため、拡大に努めることとされている。

3. 現在及び今後の利用定員

<現在の利用定員>

○きらめきの森保育園 単位:人

年 齢	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員	3	6	10	19

○やなぎ幼稚園 単位:人

年 齢	3歳	4歳	5歳	合計
利用定員	100	70	70	240

<利用定員(案) 令和8年4月1日>

単位:人

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
利用定員(保育)	15	20	20	8	0	0	63
利用定員(教育)	—	—	—	90	75	75	240
利用定員(合計)	15	20	20	98	75	75	303

4. スケジュール

- R7. 8. 20 子ども未来審議会で意見聴取
- R7. 11～R8. 1 埼玉県へ申請、事前協議
- R8. 2 埼玉県の認可部会で認可
- R8. 2～3 子ども未来審議会で報告

《子ども・子育て支援法》一部抜粋・要約

(施設型給付費の支給)

第 27 条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市長村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設から当該確認に係る教育・保育を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育に要した費用について、施設型給付費を支給する。

(特定教育・保育施設の確認)

第 31 条 第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

《行田市未来審議会条例》一部抜粋

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

〈抜粋：行田市こども計画 教育・保育の量の見込み〉

●満3歳以上で教育希望が強い(1号認定+2号認定)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設利用・事業	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)
①量の見込み(利用見込み)	604	585	567	550	534
②確保方策(利用定員数)	1,795	1,741	1,689	1,638	1,589
②-①過不足	1,191	1,156	1,122	1,088	1,055

●満3歳以上で保育希望が強い(2号認定)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	651	682	715	749	785
②確保方策(利用定員数)	675	675	675	675	675
②-①過不足	24	-7	-40	-74	-110

●0歳で保育希望が強い(3号認定)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	70	80	92	106	122
②確保方策(利用定員数)	76	76	76	76	76
②-①過不足	6	-4	-16	-30	-46

●1～2歳で保育希望が強い(3号認定)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	416	428	440	453	466
②確保方策(利用定員数)	369	369	369	369	369
②-①過不足	-47	-59	-71	-84	-97

(確保策の方針と対応策)

・不足が生じる区分については、事業者と連携し利用定員の拡大に努めます。それまでの間は定員の弾力化により対応します。

・量の見込みに対して受入可能数が充足されている区分(満3歳以上教育希望が強い)については、引き続き、事業者との連携のもと、受入数の維持に努めます。

1. 病児保育施設とは

子どもの病気回復期等に、保護者が就労等の理由で看護できない場合、医療機関等に付設された専用スペースで一時的にお預かりするもので、保護者の就労環境を支援するものです。

2. 本市の現状

施設名 「病児保育所げんきキッズ」
(南川げんきクリニックの敷地内)

設 立 平成13年4月

その他 令和8年3月末をもって廃止予定

利用実績

※定員8人

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数(人)	388	162	200	123	159	159
開設日数(日)	240	241	235	240	206	238

4. 今後の取組

①令和8年4月開設(予定)

運営主体: 行田中央総合病院
設置場所: 行田中央総合病院の隣接地
定 員: 未定

②令和9年4月開設(予定)

運営主体: 石井クリニック
設置場所: 石井クリニックの隣接地
定 員: 未定
そ の 他: 小規模保育施設との併設での開設予定

3. 本市の方針

行田市子ども計画
(令和7年3月策定)



ニーズ調査の結果、
「今後の利用希望を踏まえ、利用定員の拡大に努めること」
とされている。

1. 小規模保育施設とは

市が認可する地域型保育事業で、0歳～2歳児を対象に、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う施設です。

2. 本市の方向性等

行田市こども計画の教育・保育の量の見込み(別添1)では、令和8年度以降、保育希望の不足が見込まれているため、拡大に努めることとされている。

3. 開設事業者

石井クリニック

※病児保育施設の整備にあわせ、小規模保育施設を整備

4. 開設時期(予定)

令和9年4月

5. 定員(予定)

19人

6. 開設場所(予定)

クリニックの隣接地

7. 今後のスケジュール

令和7年度

- ・8月 子ども未来審議会
- ・11月～ 施設整備に伴う補助金申請、事前協議

令和8年度

- ・4月 補助金内示、施設整備開始
- ・年度内 子ども未来審議会にて認可及び利用定員の設定

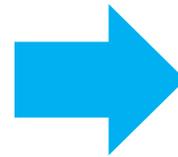
令和9年度

- ・小規模保育施設の開設

市政運営の羅針盤である「行田市基本構想」の3つの重点政策の1つとして「子育て支援の強化・教育の充実」が掲げられている。



子育て支援「こどもまんなか」



子育てにもっと余裕を、子育てをもっと楽しく「わが子を行田で育てたい」と感じるような、充実した子育て支援や魅力的な子育て環境が、定住や移住促進の観点からも重要である。
(行田市基本構想抜粋)

「こどもまんなか」の取組

こどもまんなか応援サポーター就任
令和5年10月

未来に希望の持てる「新しい行田」実現のため、「こどもまんなか応援サポーター」に就任、行田市版「こどもまんなかマーク」を定め、地域の皆様といっしょに、子どもや子育て中の方々を応援していく取組を推進する方針を定めました。



0歳～2歳	3歳～5歳	6歳～12歳	13歳～18歳
保育無償化	幼児教育及び保育無償化	学童保育室の昼食提供	行田市 <small>なら</small> 0歳から18歳 まで 切れ目なく サポート
こども誰でも通園制度			
一時預かり事業			
〓 〓 〓 〓 〓 〓 〓 〓 〓 〓			
こども医療費無償化 こどもの居場所づくり			

「こどもまんなか」の取組

こどもまんなか駐車場制度

令和5年11月～

6歳以下のお子さんがある世帯が、市内公共施設等に設置されている「優先駐車区画」への駐車できるよう「利用証」を交付しています。



子ども未来基金

令和5年12月

子どもを安心して生み、健やかに育てるために必要な切れ目のない支援を行うための事業の財源に充てるため、「行田市子ども未来基金」を設置しました。

3歳未満児保育料無償化

令和6年4月～

本市では、子育て世帯の経済的負担軽減のため、国に先駆けて、3歳未満児の保育料の無償化を実施しています。

「こどもまんなか」の取組

こども誰でも通園制度

令和6年7月～

令和8年度から全国の自治体で実施予定の「こども誰でも通園制度」を、本格実施に先駆けて、令和6年7月から試行的に実施しています。

現在、やごうこども園、やなぎ幼稚園、和光保育園、太井保育園、小羊チャイルドセンターの計5園で実施中です。

【目的】

在宅で子育てされている世帯のお子さんが家庭では得られない様々な経験を通じて成長の機会を得ることができるとともに、保護者の不安感、孤立感の解消や育児負担の軽減を図るもの。

【対象児童】

保育園等に入園していない0歳6か月～3歳未満のこども

【利用時間】

こども1人につき月10時間まで(1時間単位)

【利用料金】

1時間あたり300円(令和7年7月～)

【利用方法】

行田市公式LINEから利用登録を行い、子ども未来課にて面談後、利用したい日時を行田市公式LINEで予約

こどもの居場所づくり

令和7年4月から拡大

行田の将来を担うこどもたちが、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験の機会に接することができ、自己肯定感や生きる力を育むことができるよう、安全で安心して過ごせる多くの居場所づくりを推進します。

*多世代型子ども食堂事業

多世代交流事業

学習支援事業

新規設立支援事業

統括団体支援事業

◎こどもの居場所

【現状】*令和7年3月末時点

市内12小学校区のうち9学校区にて
19の居場所が活動中

【目標】

令和8年度末までに、12小学校区すべてに
1か所以上整備

「こどもまんなか」の取組

ヴェールカフェ利用券の配布

令和6年5月～

在宅で子育てする、1・2歳の保護者の孤立化の防止や育児負担の軽減のため、ヴェールカフェで利用できる3,000円分の利用券を配布しています。

令和7年度からは0歳の保護者も対象としています。

朝のこどもの居場所づくり

令和7年9月1日～

小学校入学に際し、保育園の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者が仕事等を変更せざるを得ない、いわゆる「朝の小1の壁」を解決するため、学校がある朝の時間帯に子どもを預かる「朝のこどもの居場所づくり」を市内忍小学校において、県のモデル事業として、開始します。

学童保育室における昼食提供

令和7年7月17日～

学童保育室に子どもを預ける保護者の負担軽減を目的に、小学校の長期休業期間中等における昼食提供を行っています。

「こどもの遊び場」整備について

令和11年オープン予定

さきたま古墳公園内に、子どもたちをはじめ多くの方々にとって魅力的な遊び場を整備しようとするものです。

①屋内型遊び場

②外遊び場

※その他 休憩スペースなど

「こどもまんなか」の取組

行田市こども計画

令和7年3月策定

令和7年3月に「行田市こども計画」を策定、『みんなで育てる「こどもまんなか」のまち』の基本理念のもと、各種施策を展開していく。

重点施策1

子育て支援の強化と教育の充実

重点施策2

安心して過ごすことができる
「こどもの居場所づくり」

基本施策1 子どもの権利の尊重

- ①子どもの権利に関する理解促進
- ②子ども等の意見表明・参加の促進

基本施策2 安心して過ごすことができる
「こどもの居場所づくり」

- ①こどもの居場所・活動の充実

基本施策3 子育て支援の強化と
教育の充実

- ②教育の充実
- ③子育て支援の強化

基本施策4 すべての子どもと若者の
健やかな成長及び自立と
社会参加の支援

- ①障がいや発達に特性のある子どもへの支援
- ②悩みや不安を抱えた若者への支援
- ③未来へ踏み出す若者応援

基本施策5 妊娠から子育てにかかる
切れ目のない支援

- ①子どもの健やかな成長を支える担い手の養成・確保
- ②切れ目のない支援と子育てを応援する環境づくり

基本施策6 困難を抱える子ども・
子育て家庭への支援

- ①ヤングケアラーへの支援
- ②児童虐待防止対策の強化
- ③こどもの貧困対策の推進

基本施策7 子どもがSOSを出せる
環境づくり、犯罪・
事故から守る地域づくり

- ①犯罪・事故から守る地域づくり
- ②子どもがSOSを出せる環境づくり

令和7年度 子ども未来審議会スケジュール

NO	期 日	内 容
1	令和7年8月20日(月) ・市役所3階 305会議室 ・午後2時00分～	第1回審議会 ・幼保連携型認定こども園への移行に伴う 利用定員の設定について ・市内の病児保育施設について(報告) ・小規模保育施設の開設について(報告) ・行田市の子育て支援の取組について ・今後のスケジュールについて ・その他
2	子ども未来審議会委員の改選 (任期:令和8年1月23日まで)	
3	令和8年2月～3月頃	第2回審議会